

令和4年5月27日
(照会先)
度会町役場 長寿福祉課
連絡先 0596-62-1186

資 料 提 供

1. 発表事項 高額介護サービス費の算定誤りについて

2. 内容 介護保険制度では、1か月のサービスの利用者負担の合計が上限額を超えた場合に、申請によりその超えた部分を支給する制度（高額介護サービス費等）があります。

この度、高額介護サービス費の算定に誤りがあり、一部の方の支給金額が本来よりも少なく支給されていたことが判明しました。

(1) 概要

高額介護サービス費を算定する際の利用者負担額に、難病等による公費負担医療対象者が、訪問看護など介護保険サービスを利用したときの自己負担額を含まずに算定していました。このため、本来の支給金額よりも少なく「高額介護サービス費」が支給されています。

(2) 追加支給の対象

対象者：2名

追加支給額：1,885円

対象期間：令和3年1月利用分～令和3年2月利用分

(3) 経緯

県外他市町において公費負担医療対象者に対する高額介護サービス費の算定誤りが厚生労働省に報告されたため、同省は高額介護サービス費の算定事務についての調査を行いました。

この調査により、全国の2/3程度の保険者において算定が適切に行われていなかったと報告があり、度会町においても電算委託業者を通じてシステムの開発元に確認を行ったところ、同様の算定誤りがあったことが判明しました。

(4) 今後の対応

既に追加支給の対象となる方には、お詫びと追加支給についてのご案内の文書を送付しています。また、高額医療合算介護サービス費等への影響を調査し、同様に追加支給が必要な場合は、対象となる方に別途通知します。

(5) 再発防止策

既にシステム改修が行われ、令和4年4月以降分は正しい金額を支給できるようになっております。また、今後は委託業者と連携を密にし、サービスの目的や内容、算定方法について法令に基づき把握・確認を行って参ります。